

令和 8 年度
広島版「学びから始まる地域づくりプロジェクト」支援事業 実施要項

1 趣旨

- (1) 地域住民にとって最も身近な学習・交流の活動拠点である社会教育関係施設等（公民館及び公民館類似施設（コミュニティセンター）等の社会教育関係施設）が行政（首長部局）や大学・企業・NPO、地域の関係機関・団体等と連携・協働して地域課題に対応した学習機会を提供し、学びを通じた地域づくりの活動を促進するための拠点として重要な役割を果たせるよう支援する。
- (2) 公民館等での活動をコーディネートできる人材（社会教育関係施設職員等）の育成を図ることにより、地域住民の主体的・協働的な学びを通じた地域づくりの活動を促進する取組を蓄積し、県全体へ波及させる。

2 主催

広島県教育委員会（広島県立生涯学習センター）

3 実施市町の選定

(1) 事業申込

市町は、実施市町として選定を受けたいときは、次の書類を広島県立生涯学習センター所長に提出する。

- ・「申込書（様式第 1 号）」
- ・「企画シート」（次の類型 A-1 を除く。）

(2) 事業類型

事業申込に当たっては、次の類型から希望するものを選択して明示する。また、いずれの類型を選択しても差し支えないこととするが、A-2 以降を選択する場合は、企画シートの調整支援も状況により実施する。

類型	段階	目的	主な支援内容	期間
A-1 企画型①	構想 段階	企画作り	地域づくりのための学習プロジェクト立案研修の実施 企画シート作成の支援	概ね 半年
A-2 企画型②	企画 段階	組織構築 計画作成	プロジェクト実施組織構築の支援 実施計画作成の支援	概ね 半年
B-1 実施型①	試行 段階	試行実施	プロジェクト試行実施の支援・振返り	概ね 1 年
B-2 実施型②	実装 段階	本格実施	プロジェクト本格実施の支援・振返り	概ね 1 年
B-3 実施型③	継続 段階	自走実施	プロジェクト自走実施の支援・振返り	概ね 1 年

(3) 実施市町の決定

広島県立生涯学習センター所長は、提出された書類を審査した上で実施市町を決定し、申込みがあった市町に通知する。

4 実施市町の選定基準

(1) 対象課題

地域住民と行政の協働による解決が可能で、かつ、地域住民の主体的な参画が期待される地域課題であること。

(2) 対象市町

社会や地域の課題解決に係る講座・事業の取組状況、市町の課題やニーズ、実施体制や専門的な職員の配置状況等を総合的に勘案し、4 市町程度を選定する。

5 広島県教育委員会（広島県立生涯学習センター）の支援内容

実施市町の取組に対して、予算の範囲内で次の支援を行う。

- (1) 広島県公民館連合会との連携
本事業の実施に当たっては、広島県公民館連合会と連携して進める。
- (2) 社会教育関係施設等職員等研修の実施
A-1 を選択した実施市町については、地域づくりのための学習プロジェクト立案研修を実施し、「広島版「学びから始まる地域づくりプロジェクト」」（略称「ひろプロ」、以下「ひろプロ」という。）の企画・調整・運営を務める公民館等職員のプロジェクトの企画力やコーディネート力の向上を図る。
- (3) 取組の支援
社会教育主事等の専門的な職員が市町を訪問し、実施市町の職員（社会教育主事や社会教育関係施設職員等）への助言や取組の支援（実施体制の検討、関係機関との連携、研修会等の企画・実施及び成果整理等の支援）を行う。
- (4) 経費負担
 - ・地域づくりのための学習プロジェクト立案研修実施に係る報償費、旅費
 - ・広島県立生涯学習センター職員訪問に係る旅費
 - ・講師（アドバイザー）招聘に係る報償費、旅費

6 実施市町の実施内容

実施市町は次の組織を組織し、公民館等職員及び市町職員（社会教育主事等）は次の取組をコーディネートする。

- (1) 実施組織の構成
公民館等職員（地域づくりのための学習プロジェクト立案研修修了者等）、市町職員（社会教育主事及び地域課題に関する担当課職員等）、広島県立生涯学習センター職員（社会教育主事等）、地域住民等により構成する。
- (2) 取組の企画・検討等
対象課題の必要に応じて、次の取組の企画・検討等を行う。
 - ア 地域課題に関する広島県の担当課職員や広島県教育委員会の担当課職員等を招聘し、研修会を企画し実施する。
 - イ 地域課題の解決に必要な学びを提供するための講師（アドバイザー）を選定し招聘する。
 - ウ 講師（アドバイザー）による助言や参加者による熟議等とおして、地域住民と行政の協働による課題解決のための事業開発の具体的方策を検討し決定する。
- (3) 事業の実践
実施組織において決定した具体的方策を、関係者が協働して実践する。
- (4) 経費負担
広島県教育委員会（広島県立生涯学習センター）負担経費を除く「ひろプロ」実践に係る経費（他事業の助成金活用等を含む。）

7 事業報告

事業を実施した市町は、当該年度末までに「事業報告書（様式第2号）」を広島県立生涯学習センター所長に提出する。

8 実施市町に関する情報発信等

実施市町の取組状況等を県全体へ波及させるため、ホームページによる情報発信や研修等を通じた情報提供を行う。

9 その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定める。